

奈良県最低賃金の改正決定にかかる答申について

奈良県最低賃金 24円引き上げ 時間額 786円に

— 奈良地方最低賃金審議会の答申 —

奈良労働局長（伊達浩二）は、奈良地方最低賃金審議会（会長 伊藤忠通）に対し、平成29年7月3日に諮問をした、「奈良県最低賃金」の改正決定について、同審議会から8月7日に答申を受けました。

答申の内容は、「時間額を現行の786円に引き上げること（24円の引き上げ）が適当である。」というものです。

奈良労働局長は、同日付けで[この答申の要旨](#)の公示を行いました。

この公示では、当該改正決定に異議のある関係労働者及び関係使用者は、8月22日までに異議の申出書を提出することとしています。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年10月1日からとなる予定です。

異議申出があれば、異議の内容等について、同審議会において再度審議が行われます。

～ 最低賃金についてのお問い合わせ先 ～

奈良労働局 労働基準部 賃金室

〒630-2223 奈良市法蓮町 387 奈良第3地方合同庁舎

電話番号：0742-32-0206 ファックス番号：0742-32-0212